

いのちと健康

ニュース

NO. 82

1995年 2月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館3F TEL. FAX 052-883-6966

編集発行責任者 中原 東四郎

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

森下労災裁判を岐阜県労連が傍聴支援

1/19、岐阜地裁で安藤議長はじめ 8名

故・森下六男さんは昭和61年 3月 4日岐阜県関市の株式会社「美濃かしわ」の工場で、作業中にクモ膜下出血の発作をおこして倒れ、同日亡くなりました。

森下さんは、名古屋に妻子を残して工場敷地内の寮に単身赴任して、早朝から深夜に及ぶ長時間労働に従事させられてきました。森下さんの1ヶ月当たりの時間外労働時間は約 140時間にもおよび年末年始には実に時間外労働は1ヶ月160 時間をこえていました。

ところが、関労働基準監督署、保険審査官、中央保険審査会とも、労働行政側は、労災とは認めませんでした。

平成 3年 5月、岐阜地裁に労災であることを認めるよう訴訟をおこして現在裁判が続けられています。

支援団体（岐阜県労連、愛労連、健康センター）では、「公正裁判要請署名」を取り組むことになりました。

各労働組合、団体の御協力をお願い致します。

1/19の裁判傍聴には、健康センターからは、佐々木昭三事務局長が参加しました。

（事務局）

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

渡辺労災で間組本社へ要請書提出

1/26、全建労中谷副委員長が参加

故・渡辺一夫さんの労災保険認定の再審査請求に関しての中央審査会事情聴取が1/26に、遺族の渡辺光子さんに行われました。

当日は、水野弁護士・田原弁護士の両先生と、全建労東海地本・中谷登副委員長が同行しました。

中央審査会の事情聴取は、審査委員と労働者側参与から1時間以上にわたってなされ、遺族の渡辺光子さんは、詳しく事情口述されました。

終了後、間組本社におもむき「支援する会」で集めた団体署名171 団体、個人署名4200名の「要請署名」を手渡し、全建労東海地本・中谷登副委員長から損害賠償請求裁判の早期解決を申し入れました。間組本社は、管理部長と課長が、要請に対応しました。

署名にご協力下さいました各組合の皆さんに心から御礼申します。



第6回いのちと健康学校

【日 時】 2月19日(日)
午後1時30分～4時30分

【場 所】労働会館本館会議室

【参加費】 1000円

《新企画・医師と働く人の対話学習》

テーマ

『病気のリスクをうまく見つけだす

——心筋梗塞・脳出血・糖尿病などの

事例から』

話題提供 田淵 哲雄氏

(名南病院内科・医師)

(愛知民医連医療活動委員会)

司 会 山田 信也氏

(愛知働くものの健康センター・理事長)

(名古屋大学・名誉教授)

.....
日常の診療のなかで、臨床医は多くの
症例のなかに、病気にかかりそれが悪化
していくリスクを数多くみつけます。

それは、医者へのかかり方であったり、
療養の仕方であったり、生活習慣であった
り、仕事のやり方であったりします。

具体的な事例を紹介しながら、そのなか
にリスクをみつけだすことを、医師と患者
(働く人)の対話のなかから工夫していく
新しい試みです。

この企画は、愛知健康センターと愛知
民医連の共催による新しい試みです。

多くの働く皆さんの参加をお待ちしてい
ます。

《寸劇》『過労死を考える—突然の明日』

出演・希求座一同 (30分間)

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁 11F (1101号法廷)

※日程が変更される場合もありますので
お確かめの上、お出かけください。

2/1 (水) pm3:00～4:00 渡辺(光)

(本人・反対尋問)

2/8 (水) pm1:15～ 植松さん

2/15 (水) am10:30～11:30 北口さん

2/17 (金) pm 1:00～1:25 新井さん

pm 1:30～3:00 永須さん

2/22 (水) am10:30～ 柏木さん

2/23 (木) am10:00～ 木下さん

2/24 (金) pm 1:30～3:00 遠藤さん

(本人・反対尋問)

3/10 (金) pm 1:30～3:00 松井さん

(証人)

am10:30～12:00 鈴木(俊)

3/17 (金) pm 1:30～3:00 渡辺(光)

3/23 (木) am10:30～12:00 森下さん

岐阜地裁3F

4/24 (金) pm 1:30～3:00 遠藤さん

pm 3:00～4:30 鈴木(俊)

(証人)

職場の安全衛生

自治労連安全衛生・職業病対策委員会は、1994年10月リーフ『自治体労働者の労働安全衛生活動「あす、きのう、きょう」』を発行しましたので、ご紹介します。（B5版）

（NO. 81からつづく）

【ポイント2】

安全職場から快適職場へ

労働省は1992年7月、「事業者が構すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を告示しました。

ここでは従来の危険のない職場（安全職場）から大きく進んで「職場の環境の変化のなかで新たに労働者の就業に伴う疲労やストレスが生じている」「心身に負担の大きい作業については負担の軽減を求めるなど職場における働きやすさが重視される」「疲労やストレスを感じることの少ない快適職場環境を形成していくことが重要」として、「事業者が構すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」をさだめました。

* 執務スペースは、OA化も十分対応できますか。

* 執務スペースは、執務、男女別休憩室（横になれる）更衣室、便所、水場などの区分や移動区分さらに喫煙コーナーなど確保されていますか。

* 医務室、健康管理室、食堂、洗身施設（風呂、シャワー）、厚生施設など確保されていますか。

* 非常災害時の情報収集施設、仮眠施設、調理施設、冷蔵庫など

✓ 配慮されていますか。

* 観葉植物、バックグランドミュージック、健康増進施設などが配慮されていますか。

【ポイント3】

大切な作業環境の改善

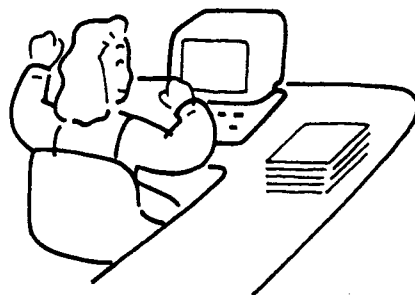
高温多湿、危険、重労働などの作業に欠かせないのが洗身装置（風呂、シャワー）、空調付きの休憩室など、また作業環境の改善も重大課題です。

ひきつづき「安全職場」「快適職場」の実現めざし「快適職場環境指針」を大いに学び、活用しましょう。

（NO. 83につづく）

健康で明るく仕事ができる

快適職場をつくろう！



お知らせ

スウェーデン留学から帰国された

小野雄一郎先生を囲んでの懇談会

健康センターの活動にご協力いただいている名古屋大学医学部衛生学教室の小野雄一郎先生が、スウェーデン国立労働衛生研究所、労働環境生理部門（Mats・Hagberg 教授）での1年4ヶ月の留学を終られ、年末に帰国されました。

健康センターとして、小野先生が「職場においても社会制度のうえでも、人間を尊重する考えが強固に維持されている」と感じられたスウェーデンの話を聞きながら懇談する集いを次のように企画しました。

皆さんの参加をお願い致します。

日時： 2月23日（木）
午後6時30分より

場所： 労働会館本館 3F
健康センター事務所

《 内 容 》

- * 山田理事長挨拶
- * 小野先生のお話と懇談・懇親

《 参加費 》

2000円

（若干の飲食をしながら行ないます）

※ 参加される方は、準備の都合もありますので事前にセンターまで御連絡ください。

夜勤規制のとりくみについての懇談会

日時： 2月14日（火）
午後6時30分より

場所： 労働会館本館 3F
健康センター事務所

《 内 容 》

- * 夜勤規制の要求ととりくみ、今後の運動について。
- * 夜勤労働の実態と問題点。
- * 夜勤の実態（夜勤シフト・健康・生活への影響）など。
- * 参加者の報告と討論。
- * 経過と提起（佐々木事務局長）
- * 助言とまとめ（山田理事長）

※ 参加される方は、上記の資料として20部ほど印刷用意してくださるようお願いします。

阪神大震災へのカンパのお願い

過密労働規制のとりくみ（「現代労働負担研究会」）で協力・共同してきました兵庫の梶山方忠医師の「労働医学研究所」が壊滅的な被災をされました。

幸い、先生と所員にはけがはなく、被災者の治療と研究所再建のため不眠不休の活動をされています。

愛知健康センターとしても救援のためカンパを集めお送りしたいと思います。

健康センターまでお送りください。